

災害時における交通誘導業務等に関する協定

岐阜県（以下「甲」という。）と一般社団法人岐阜県警備業協会（以下「乙」という。）は、災害時の交通誘導業務等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、岐阜県地域防災計画に基づき、災害時における支援の一環として、甲が乙に対し、交通誘導業務等に関する協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害が発生し、緊急交通路の確保等の応急の措置をとる必要が生じたときは、乙に対し、交通誘導業務、避難場所等の警戒活動、その他必要な業務（以下「当該業務」という。）の協力を要請することができる。

2 乙は、甲の要請があったときは、特別の事由がない限り、これに応じなければならない。

（業務の実施）

第3条 甲の要請を受けた乙は、乙の加盟事業者と当該業務の実施に向けた調整を行うものとする。

2 乙との調整により、当該業務を受託することとなった加盟事業者又は共同事業者（以下「受託警備業者等」という。）は、所属する警備員を甲が要請する場所に出動させ（この場合の警備員を「出動警備員」という。以下同じ。）、当該業務を誠実に実施させるものとする。

（契約の締結）

第4条 受託警備業者等は、当該業務の開始までに、警備業法（昭和47年法律第117号）の定めるところにより、甲に対し、契約書面を交付するなど、契約に必要な手続きを適正に履行するものとする。

（費用負担）

第5条 当該業務の実施により、受託警備業者等が要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、甲が役務の提供を受ける直前の適正価格を基準として、契約締結時に関係者が協議して決定するものとする。

（出動警備員に対する補償）

第6条 当該業務の実施により、出動警備員が死亡又は負傷した場合の補償は、労働災害関係法令に基づいて支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 当該業務の実施により、出動警備員の責により第三者に損害を与えた場合の賠償は、受託警備業者等がその責任の範囲内において支払うものとする。

(細目の締結)

第8条 この協定の実施に当たっては、甲、乙及び岐阜県警察本部との間において、別途細目協定を締結するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、令和8年2月12日から効力を有する。
- 2 平成9年2月24日に締結した災害時における交通誘導業務等に関する協定は、廃止する。

令和8年2月12日

甲 岐阜県
知 事 江崎 禎英



乙 一般社団法人岐阜県警備業協会
会 長 幾田 弘文

